

★CPE 協議会からの重要なお知らせ★

継続的専門研修制度協議会

2018年度より「法定監査業務に従事する会員に該当するか」の 報告が必要になりました

2018年4月13日の理事会において継続的専門研修制度に関する細則の一部変更が承認され、「法定監査業務に従事する会員に該当するか否か」を継続的専門研修制度協議会に報告していただくこととなりました(報告期限：当該事業年度終了後の4月15日まで)。

なお、報告がない場合は、法定監査業務に従事する会員に該当するとみなされます。

(注)当該事業年度中に少しでも法定監査業務(審理業務及び委託審査業務を含む)に従事した場合は、従事する会員に該当します(法定監査となる監査業務一覧は次ページ参照)。

年度の途中で業務従事状況が変わった場合は、修正のため再度報告してください。

CPEの研修免除申請をされる会員は、当報告は不要です。

法定監査業務に従事すると回答された会員及び報告がなく法定監査業務に従事する会員に該当するとみなされる会員は、研修科目「監査の品質及び不正リスク対応」6単位(うち2単位以上は、不正事例研究に該当する研修とする)の履修及び申告が必須となり、前記単位を取得できなかった場合は、CPE義務不履行となり措置の対象となります。

また、本変更は、2018年4月1日以後開始する事業年度について適用されます。

報告の方法は単位申告の方法により異なります。

- ・電子申告会員……CPE オンラインからご回答いただけます。
- ・FAX 申告会員……履修結果通知書と同封して回答用紙を送付済みです。

(期中履修結果報告書(1月発送予定)に同封予定)

● 継続的専門研修制度に関する細則(抄)(2018年4月13日改正)

(法定監査業務従事者に係る特例)

第22条 当該事業年度の全部又は一部の期間において法定監査業務に従事する会員の必須単位数は、前条の研修科目に加えCPE協議会が指定する監査の品質及び不正リスク対応に関する研修科目について、1事業年度につき6単位(CPE協議会が指定する不正事例に関する研修科目を2単位以上含む。)とする。

2 CPE協議会は、毎事業年度、会員から前項に規定する会員に該当するか否かについて報告を徴するものとする。この場合において、前項に規定する会員に該当しない旨の報告をした会員以外の会員は、前項に規定する会員とする。

【問合せ先】研修グループ Tel : 03-3515-1126 / E-mail : kenshuu@sec.jicpa.or.jp

【法定監査業務の一覧（法定監査関係書類等提出規則に規定する監査）】

1	金融商品取引法に基づく監査
2	会社法に基づく監査
3	信用金庫法に基づく信用金庫の監査
4	労働金庫法に基づく労働金庫の監査
5	協同組合による金融事業に関する法律に基づく信用協同組合等の監査
6	農林中央金庫法に基づく農林中央金庫の監査
7	私立学校振興助成法に基づく学校法人の監査
8	学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等に基づく学校法人等の監査
9	政党助成法に基づく政党の監査
10	資産の流動化に関する法律に基づく特定目的会社の監査
11	投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合の監査
12	投資信託及び投資法人に関する法律に基づく投資法人の監査
13	独立行政法人通則法に基づく独立行政法人の監査
14	信託法に基づく受益証券発行限定責任信託の監査
15	地方独立行政法人法に基づく地方独立行政法人の監査
16	国立大学法人法に基づく国立大学法人又は大学共同利用機関法人の監査
17	放送大学学園法に基づく放送大学学園の監査
18	農業信用保証保険法に基づく農業信用基金協会の監査
19	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく一般社団法人又は一般財団法人の監査
20	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく公益社団法人又は公益財団法人の監査
21	医療法に基づく医療法人等の監査
22	中小企業等協同組合法に基づく中小企業等協同組合の監査
23	消費生活協同組合法に基づく消費生活協同組合の監査
24	中小漁業融資保証法に基づく漁業信用基金協会の監査
25	健康保険法に基づく全国健康保険協会の監査
26	公認会計士法に基づく有限責任監査法人の監査
27	放送法に基づく日本放送協会の監査
28	地方公共団体金融機構法に基づく地方公共団体金融機構の監査
29	日本年金機構法に基づく日本年金機構の監査
30	総合法律支援法に基づく日本司法支援センターの監査
31	保険業法に基づく相互会社の監査
32	沖縄科学技術大学院大学学園法に基づく沖縄科学技術大学院大学学園の監査
33	子ども・子育て支援法等の監査
34	地方自治法に基づく包括外部監査又は個別外部監査
35	農業協同組合法に基づく農業協同組合等の監査
36	資金決済に関する法律に基づく仮想通貨交換業者の監査
37	社会福祉法に基づく社会福祉法人の監査

【電子申告会員の報告方法】

C P E オンライン（<https://secure.cpe.jicpa.or.jp/>）にアクセスいただき、ログイン後表示される下記画面の「法定監査従事の変更」から報告してください。

なお、2018年4月1日以降、法定監査業務従事状況（調査票）にて、2018年度の従事状況をご回答いただいている場合、回答内容を引き継ぎますので、再度の回答は不要です。

2019年度以降は、当該事業年度4月16日以降、初めてC P E オンラインにログインされた時に表示される画面から報告してください。（翌事業年度の4月15日まで修正登録が可能です。）

※電子申告会員の方は、次ページの「法定監査従事状況報告書」での報告はできません。



【F A X 申告会員の報告方法】

次ページの「法定監査従事状況報告書」を印刷していただき、下記項目を記入・押印の上、ご郵送ください。

《記入事項》

記入日・氏名・研修登録番号・電話番号・年度及び期間・従事状況の

なお、書類の未着トラブルを防止するため、「簡易書留」「特定記録郵便」等での送付をお勧めいたします。

提出先：〒102-8264 東京都千代田区九段南 4-4-1

日本公認会計士協会 継続的専門研修制度協議会

年 月 日

日本公認会計士協会
継続的専門研修制度協議会 御中

氏 名 _____ 印

研修登録番号 _____

電話番号 _____

法定監査従事状況報告書

年度（ _____ 年4月1日～ _____ 年3月31日）の法定監査従事
状況を下記のとおり報告いたします。

- 法定監査業務に従事する会員に該当する
- 法定監査業務に従事する会員に該当しない

※上記いずれかにをしてください

※「該当する」場合、研修科目「監査の品質及び不正リスク対応」6単位
（うち2単位以上は、不正事例研究に該当する研修とする）の履修及び
申告が必須となります。

※年度の途中で業務従事状況が変わった場合、当報告書を用いて再度報告
してください。

提出先：〒102-8264 東京都千代田区九段南 4-4-1

日本公認会計士協会 継続的専門研修制度協議会